ニ	高等学校卒業者　（注９） 専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）				卒業後８年以上の実務経験（その実務経験に指導監督的実務経験１年以上を含み、かつ、５年以上の実務経験の後専任の監理技術者による指導を受けた実務経験２年以上を含む）	
ホ	専任の主任技術者の実務経験が１年以上ある者	２級合格者	合格後３年以上の者		合格後１年以上の専任の主任技術者実務経験を含む３年以上	
			合格後３年未満の者	短期大学・５年制高等専門学校卒業者 専門学校卒業者（「専門士」に限る）		卒業後７年以上
				高等学校卒業者（注９） 専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後７年以上	卒業後８年６ヶ月以上
				その他の者	12年以上	
		高等学校卒業者　（注９） 専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）			卒業後８年以上	卒業後11年以上（注10）
		その他の者			13年以上	

注１）指定学科　施工技術検定規則第２に定める学科をいう。

注２）旧学校令　大学は、旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学、短期大学又は５年制高等専門学校は、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校、高等学校は、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。(以下同じ)

注３）大臣認定者　大学若しくは短期大学と同等以上の学歴又は資格を有すると認定された者は、指定試験機関が作成する「受験の手引」を参照のこと。

注４）技能検定合格者　職業能力開発促進法による１級造園技能検定合格者のみ。
平成16年度以後の１級造園技能検定合格者は１年以上の指導監督的実務経験年数を含む10年以上の実務経験年数が必要。ただし、平成15年度までの合格者は実務経験年数は不要。

注５）実務経験年数の算定基準日　上記区分イ、ロ、ハ、ニ、ホの受検資格の実務経験年数は、それぞれ学科試験日の前日までで計算するものとする。
上記区分ロ、ホの実務経験起算日は、２級合格者は当該試験の合格発表日とする。

注６）指導監督的実務経験　上記区分イ、ロ、ハの実務経験年数のうち、１年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること。

注７）専任の監理技術者による指導を受けた実務経験　建設業法第26条第３項の規定により専任の監理技術者の設置が必要な工事において当該監理技術者による指導を受けた実務経験をいう。

注８）高等学校の指定学科以外卒業者　高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による試験、旧大学入学試験検定規則（昭和26年文部省令第13号）による検定、旧専門学校入学者検定規則（大正13年文部省令第22号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規定（大正８年文部省令第９号）による試験に合格した者も含む。(以下同じ)

注９）上表の高等学校卒業者には中等教育学校卒業者を含む

注10）職業能力開発促進法による２級造園技能検定合格者にあっては９年６ヶ月以上

⑵　２級造園施工管理技術検定　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ．学科・実地試験

学歴又は資格	造園施工に関する実務経験年数	
	指定学科の卒業者	指定学科以外の卒業者
大学卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」に限る）	卒業後１年以上	卒業後１年６ヶ月以上
短期大学・５年制高等専門学校卒業者 専門学校卒業者（「専門士」に限る）	卒業後２年以上	卒業後３年以上
高等学校卒業者　（注９） 専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後３年以上	卒業後４年６ヶ月以上（注８）
その他の者	８年以上	
技能検定合格者	４年以上　（注１）	

※（注８）、(注９）は１級受験資格（注８）、(注９）と同じ。

注１）技能検定合格者　平成16年度以後の職業能力開発促進法による２級造園技能検定合格者の場合、４年以上の実務経験年数が必要。ただし、１級技能検定合格者および平成15年度までの２級技能検定合格者は実務経験年数は不要。

注２）実務経験年数の算定基準日　上記イの実務経験年数は、学科試験日の前日までで計算するものとする。

ロ．２級造園施工管理技術検定・学科試験のみ
平成29年度の末日における年齢が17歳以上の者

⑶　１級造園施工管理技術検定・実地試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ．当年度の１級造園施工管理技術検定・学科試験の合格者

ロ．学科試験免除者

１）平成28年度１級造園施工管理技術検定・学科試験の合格者

２）技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、林業部門及び森林部門（選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「林業」又は「森林土木」とするものに限る。)に合格した者で、１級造園施工管理技術検定・学科試験の受験資格を有する者

注）実務経験年数の算定基準日　上記２）の実務経験年数は、学科試験日の前日までで計算するものとする。